

宿舎名	棟	戸番

すまいのしおり

この「すまいのしおり」は、皆さまの生活をより快適なものにしていただくために、ぜひ守っていただきたいこと、知っておいていただきたいことからまとめております。

入居の際には必ずご一読ください。



国立大学法人 鳥取大学

目 次

入居するにあたって	1	Ⅲ. 共用施設	
Ⅰ. 職員宿舎の暮らし		階段・廊下	33
1. 快適な団地生活のために	5	ゴミ置場	33
騒音・漏水などについて	5	テレビアンテナ	33
引越しなどの荷物運搬時のお願い	7	その他	34
危険防止等のためのお願い	7	Ⅳ. 職員宿舎の諸手続	
2. 大学とあなたとの約束	9	諸手続	37
宿舎貸与の条件	9	職員宿舎の申請・	
原状回復について	9	届出諸手続一覧	37
修繕費の負担について	9	駐車場の申込み等について	38
共益費の負担について	12	退去時の手続き	39
動物の飼育禁止について	13	退去に際してのご注意	40
改造・模様替等について	13	別表1 退居点検表	41
団地内での自動車の駐車について	13	別表2 鳥取大学管理宿舎一覧	42
団地内での屋外広告物の		別表3 関連会社等連絡先	43
掲示について	14		
宿舎の転貸等の禁止について	14		
3. 団地の防犯・防災	15		
団地の防犯	15		
団地の防災	15		
地震	15		
火事	15		
台風	16		
Ⅱ. 職員宿舎の設備			
玄関	19		
居室	20		
台所	21		
浴室	22		
ガス風呂	23		
水洗トイレ	24		
バルコニー	26		
電気	26		
ガス	28		
IT設備	29		
水道	29		

入居するにあたって

- ◎ 宿舍の鍵は、宿舍管理担当に「宿舍貸与承認書」を提示して、宿舍管理担当が保管している「鍵の授受簿」に所要事項を記入押印のうえ受領してください。
- ◎ 電気・ガス・水道は、直接入居者が関係会社等【別表3】(43頁)に連絡のうえ、手続きをしてください。
また使用上の不注意から事故が発生することのないよう取扱方法及び注意事項を十分聞いて使用してください。
- ◎ 入居したら、宿舍内外を点検し、入居者の責のない損傷・汚損等があれば、入居後10日以内(10日目が土、日、祝祭日の場合は翌日)に宿舍管理担当に申し出して下さい。申し出がない場合には、異常がなかったものとみなします。

宿舍管理担当・連絡先

鳥取地区

経理課資産係 0857-31-5028

又は警務員室 0857-31-6757

(下記時間外)

鳥取地区納品検収センター 0857-31-5593

(平日8:30~18:00)

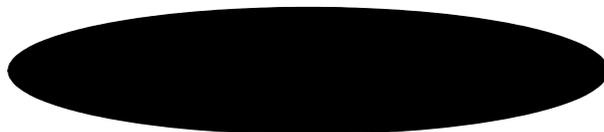
米子地区

医学部施設環境課企画係 0859-38-7175

I
職員宿舎の
暮らし



1 快適な団地生活のために



音・・・お互いに気をつけたい音

コンクリートの壁は音に対して意外に敏感です。宿舎では集合住宅という性格上、ドアの開閉音やトイレの流水音がある程度聞こえるのは避けられません。これらについては、団地の生活音として早く慣れていただかなければなりません、とまかく団地では、音に関する苦情やトラブルが少なくありません。

- ◇ ピアノ・その他の楽器・テレビ・ステレオ・エアコンなどの音に気をつけましょう。
- ◇ 夜おそく洗濯などをしないようにしましょう。
- ◇ 深夜、早朝にドアを乱暴に開閉したり、下駄・サンダルなどで階段を上がり下りする時は、静かに歩くように心掛けましょう。
- ◇ 深夜やまわりが静かなときは、ちょっとした物音も階下の宿舎に聞こえますので、小さなお子さんのいらっしゃるご家庭では、日頃から部屋にカーペットを敷くなどして音が階下の宿舎に響くのを防ぐ工夫をしましょう。
- ◇ 特に夏は窓を開けることが多く、苦情をまねきやすいものです。お互いに気をつけましょう。



水・・・階下への水漏れにご注意

水漏注意



コンクリートは、見かけによらず水を通しやすく、ほんの少しの水でも階下に水漏れするほどです。宿舎で完全防水を施してあるのは浴室だけです。そのほかのところはどこも安心して水は使えません。したがって、バルコニー・玄関・踊り場などでの水の使用は掃除の際の打ち水程度としてください。

また、特に居室内フローア-上に洗濯機を置くこととなる宿舎（洗濯機パンの備え付けのない宿舎等）については、洗濯機からの水漏れについてもご注意ください。

もし不注意で階下の宿舎に漏水された場合には、階下の方にご迷惑をかけるだけでなく、天井や畳の補修費、敷物や家具の損害賠償など、あなたに大変な負担をしていただかなければなりません。

汚水排水・・・排水管の詰まりは全階が迷惑

宿舎の台所・浴室・トイレなどの汚水排水設備は、集合住宅の構造上、上下の宿舎全部が汚水管、排水管を共同で使用しています。このため、あなたの宿舎でたとえば台所の流しに野菜くずやその他のごみをなんでもかまわず捨てたり、便器に新聞紙・紙おむつ・生理用品などを不用意に流したりしますと排水管が詰まります。

もし排水管が詰まると、あなたの宿舎や階下の宿舎に汚水や汚物があふれでて、掃除や補修に大変な手間と費用がかかります。

あなたが起こした場合は、もちろんあなたに補修費や損害賠償金の一切を負担していただきます。また、どなたか不明のときは、その階またはその棟の全部の方に負担していただくこととなりますので、このような事故を起こさないためにも日頃から十分注意しましょう。

※ 便器内の汚物が流れない場合、その他汚水管に異常があると思われる場合には、上下各階の皆さんに使用を中止してもらったうえで、ただちに宿舎管理担当にご連絡ください。

バルコニー・・・手すりに物を置くことは危険

日頃気をつけなければならないのが、バルコニーの洗濯物です。少しでも日があたるようにと、バルコニーから外に突き出して洗濯物を干したりすると、洗濯物のしずくで階下に干してあるふとんをぬらすなど他の方に大変ご迷惑をかけます。

なお、バルコニーの手すりの上に植木ばちなどを置くことは危険ですので、やめてください。

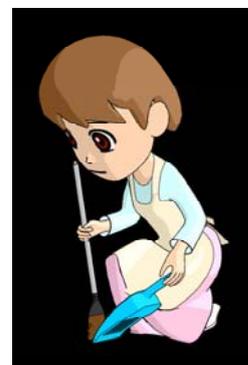
共用施設・・・ごみ置き場は共同生活のバロメーター

団地には、ごみ置場・自転車置場・芝生などたくさんの共用施設がありますが、これらのものを傷めないように皆さんのご協力をお願いします。

なお、団地及び周辺的美観についても常に注意していただき、清掃なども皆さんで協力して行ってください。

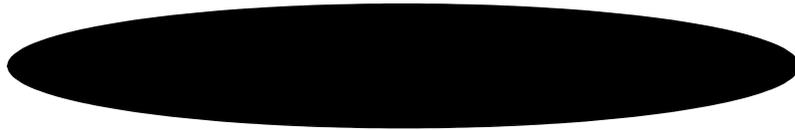
特にごみ置場は不潔になりがちですから、当番を決めて、清掃をしてください。

また、空地に野菜などの耕作をしないでください。



自動車・・・団地内の迷惑駐車はみんなの迷惑

原則として駐車場以外の場所（構内通路、建物周辺を含みます。）への駐車は禁止しています。これは、万一事故が起きた場合緊急自動車が入れなかったり、ごみ収集車が入れない等のため、他の入居者に大変迷惑をかけることになるほか、地下埋設管等の破損、子供の飛びだし事故の原因ともなりますので、固く禁止しています。



運搬は階段を利用しましょう

引越しなどの荷物の運搬は、階段を使用し、バルコニー、窓等は使用しないでください。やむを得ず、大きな家具やピアノ等をバルコニーから搬入（出）する場合は、宿舎管理担当に相談してください。



トラックは道路に止めましょう

建物周辺の地下には、給排水管、排水ます等が埋設されていますので、トラックなどは団地内の道路以外には止めないようにしてください。引越し等により建物及び工作物等を壊した場合は、速やかに宿舎管理担当に連絡してください。

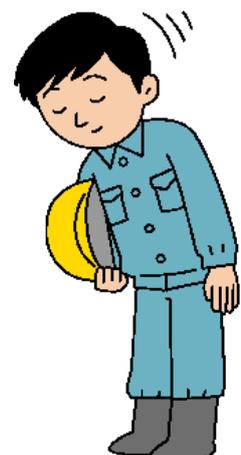
なお、この場合の補修費用は、当該入居者に負担していただくこととなります。



工事施工時のご協力をお願い

宿舎では、宿舎の保全等のため工事を行う場合がありますので、施工にあたっては、全面的にご協力くださいますようお願いいたします。

また、工事期間中は、騒音、ほこり、工事用車両の通行等でご迷惑をおかけすることもあるかと思われませんが、ご理解ご協力をお願いいたします。



工事現場への立入りは危険です

工事現場は、資材や車両の出入りなどで大変危険ですから、現場に立入らないよう、また、現場付近で子供を遊ばせたりしないよう十分ご注意ください。

危険な施設に子供が立入らないようご注意ください

団地内には、皆さんの生活上必要な受水槽、浄化槽、ポンプ室、変電室などの施設がありますが、関係者以外の方はこれらの施設内への立入りを禁止しています。特に子供などが立入らないよう平素からご注意ください。

**関係者以外
立入禁止**



2 大学とあなたとの約束

ここでは、**宿舍貸与承認書**に記載されている貸与の条件及び入居に際してあなたにぜひとも守っていただかなければならない事柄について説明します。



宿舍貸与の条件は、あなたが**宿舍の貸与**を受けた時の**宿舍貸与承認書**に記載されていますので、今一度ご覧になり十分ご注意ください。



宿舍を退去される場合には、後に入居される人の身になって原状回復、清掃等をしていただかなければなりません。

原状回復は、基本的に入居者が汚損、又は破損したものが対象となりますが、大学では基準を定めていますので、退去の際は基準により原状回復をしていただくこととなります。

- 原状回復について、退去者が直接施工業者に修繕を依頼し、費用も直接お支払い願います。**修繕等業者の紹介を必要とする場合は**宿舍管理担当**へお問い合わせください。**



宿舍の修繕にはその費用を大学が負担して行う場合と、入居者が負担して行う場合があります。

地震や台風等の天災により被害を受けた場合や、通常の使い方で生じた損傷、汚損など、入居者の責任によらない場合の修繕は大学が行いますが、その程度が軽微なものは、入居者に負担していただきます。

(注) 退居修繕に際して、毎月2,000円程度の積立をしておいてください。

その範囲は、次のとおりです。

■ 入居者負担で修繕（維持整備）していただく範囲

(1) 専用部分

項目	修繕箇所
建具・畳・壁等	<ol style="list-style-type: none"> 障子及び襖（戸襖を含む。）の張替え（障子一枚単位、襖は原則として一組単位とする。） 網戸の張替え。 硝子が入替え及びパテ（ゴムパテを含む。）の詰替え。 把手、引手、錠、鍵、蝶番、戸車その他建具附属器具類の補修及び取替え（ただし、玄関のシリンダー錠及びドア・クロージャーの取替えを除く。） 畳表の裏返し及び取替え（一枚単位とする。） 壁の塗替え及び壁クロス等の張替え（原則として一面単位とする。）
電気設備	<ol style="list-style-type: none"> ブザー及びチャイムの補修及び取替え。 各種スイッチ、プレート及びコンセントの補修及び取替え。 照明器具の補修並びに電球、蛍光灯等の部品等の補修及び取替え。 換気扇（ダクトのあるものは除く。）、部品等の補修及び取替え。
給水設備	<ol style="list-style-type: none"> 水道蛇口の補修及び取替え（ただし、混合水栓の取替えは除く。） 水道管の保温巻きの補修及び取替え《ただし、地下埋設部分（躯体埋込部分を含む。以下同じ。）を除く。》 水道管の凍結による漏水の補修（ただし、地下埋設部分を除く。）
排水設備	<ol style="list-style-type: none"> 流し台のワントラップ、部品等の補修及び排水目皿の取替え。 排水管、排水トラップ等の清掃。 排水管の保温巻きの補修及び取替え《ただし、地下埋設部分（躯体埋込部分を含む。以下同じ。）を除く。》
衛生設備	<ol style="list-style-type: none"> 洗面器、手洗器、洗濯機パン及びS・Pトラップの補修並びに栓、部品等の取替え。 便器の便座、便蓋及び蝶番の補修及び取替え。 ロータンク及びハイタンクの部品等の補修及び取替え（ただし、タンク内部の部品一式の取替えは除く。） 便所内部品（ペーパーホルダー、タオル掛等）の取替え。
ガス設備	<p>コック（器具又はゴム管を接続する箇所。）の補修及び取替え。</p>
浴槽等	<ol style="list-style-type: none"> 浴槽の附属品の補修及び部品等の取替え 風呂釜及び給湯器（附属品を含む。）の補修及び部品等の取替え（ただし、専門業者による施工を要するバーナー、熱交換器その他基幹部品等の取替えを除く。） 浴槽の蓋、その他の浴室内の備品の補修及び部品等の取替え。

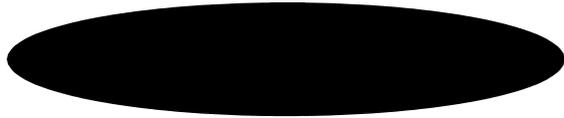
項 目	修 繕 箇 所
その他	1. 台所設備（流し、吊り戸棚、水切棚、防虫網、コンロ台等）の補修。 2. 化粧箱及び化粧鏡の補修。 3. 下駄箱の戸、蝶番、把手及び棚板の補修及び取替え。 4. 傘立て、タオル掛、カーテンレール、棚板、ハンガーボード、帽子掛、名札掛、郵便受及び牛乳受の補修及び取替え。 5. 物置の棚板の補修及び取替え。 6. 上記各項目から判断して、大学が入居者負担とすることを適当と認めるもの。

（２）共用部分

修 繕 箇 所
1. 共同給排水設備（屋外給排水設備）及び共同電気設備（外灯・階段入口灯及び階段灯）の上記専用部分に準ずる補修及び取替え。 2. 階段ノンスリップの補修及び取替え。 3. 集合郵便受、集合札掛、掲示板及び案内板の補修。 4. 花壇等の補修。 5. 囲障等の補修。 6. 車止め及び交通標識の補修。 7. 溜ますの清掃及び溜ます蓋の補修及び取替え。 8. 上記各項目から判断して、大学が入居者共同負担とすることを適当と認めるもの。

（注１） 大学又は入居者の何れかの負担となるか疑義のある場合は、宿舍管理担当へお問い合わせください。

（注２） 大学が負担する修繕については、宿舍管理担当に申し出てその指示に従ってください。なお、宿舍管理担当に申し出をせず、入居者において行った場合、大学が負担する修繕であっても入居者の負担となることがありますので、必ず宿舍管理担当に申し出てください。



宿舎には、受水槽、高置水槽、浄化槽などの共同施設、舗装道路、外灯などの環境整備施設があります。

これらの施設については、その機能及び効用を十分発揮させるため維持管理経費が必要となります。

これらの経費は、大学で負担するものを除き、原則として入居者の皆さんに共同で負担していただいております。この経費を「共益費」といいます。

なお、共益費の集金管理等については、自治会等を通じて入居者の皆さんに運営していただいております。

入居者の皆さんに「共益費として負担していただくもの」は次のとおりです。

■ 共益費により負担していただくもの

項目	内容	備考
共用電気料等	給水施設、排水施設の電力料、外灯、階段灯等の電灯料及び外灯、階段灯等の破損、自動点滅器・球切れの修繕費用	● 外灯、階段入口灯については防犯の見地から日没後は常に点灯するようにしましょう
共用水道料	親量水器と各戸量水器との差額料金（屋外共同水栓、浄化槽の補水などの水道料金）	● 親メーターの検針日に各戸メーターも検針するようにしましょう。
排水施設の維持管理費用	屋内外の汚水管雑排水管にかかる点検、調整、清掃等の費用	● 雑排水管については、月1回位、開渠の土砂、落葉、ごみ等を除去し、また、暗渠の場合は溜ますの蓋を開けて清掃するようにしましょう。
花壇、樹木の手入れに要する費用	花壇の除草及び樹木の水やり、せん定、害虫駆除、施肥等の費用	● 晴天が続いた場合はバケツ1杯位の水を樹木の根にかけてやりましょう。 ● 樹木の支柱が腐っているものは補修するようにしましょう。 ● カイガラ虫、アメリカシロヒトリ等の害虫が発生した場合は専門業者と相談のうえ駆除してください。
上記以外の共同施設共用部分の清掃等に要する費用	階段、共同水栓、自転車置場、構内道路、側溝、空地その他案内板、掲示板、囲障等の清掃、除草の費用	● 階段にあっては特に落書きに留意してください。 ● 囲障の網のほぐれ等簡易な破損は補修してください。



におい、鳴き声、抜毛などで、他の入居者やご近所に迷惑をかけるおそれのある動物（例えば犬、ねこなど）の飼育を禁止しています。

入居者の都合により宿舍の改造や模様替えを行ったり仮設物を設置する場合は、たとえ自己負担であっても宿舍管理担当に連絡の上、あらかじめ大学の承認を得てください。宿舍の維持管理に支障がないと判断した場合の承認を行います。(37頁 諸手続参照)

なお、模様替えを行った時は、承認の条件に従って退去の際に原状回復をして頂く場合もあります。

(改造、模様替の承認例)

- ITケーブルの引込。
- 浴槽を新しいものに取り替える。
- コンセントを増設し、電気容量をアップする。
- 玄関錠の取替え及び補助錠の取付け。

大学の貸与承認を得て指定保管場所に駐車する場合は、次のことに留意してください。

- 団地内で生じた盗難、事故、破損等による損害については、大学は一切の責任を負いません。
- 団地内に自動車のための仮設物を設置することは認めていません。
- 大学は、自動車保管場所の廃止をする必要が生じた場合、又は、工事等宿舍の維持管理に支障がある場合は、自動車の保管場所の明渡を請求することがあります。





大学が認めた行事、催しなどを行う場合以外は団地内で屋外広告物、ポスター等を掲示することは認めていません。

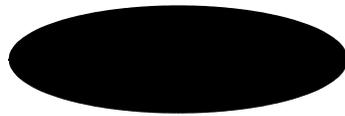
これらの掲示は、団地の美観、風致をそこなうばかりでなく、団地の管理・保全の上からも支障をきたしますので一切認めていません。



大学では宿舍の全部又は一部を他人にまた貸ししたりすることは一切認めていません。

もし、宿舍の全部又は一部を他の方にまた貸した場合には、ただちに宿舍を明け渡していただくとともに、損害賠償金をいただくこととなります。

3 団地の防犯・防災



警察・・・110番

宿舎では、住戸で犯罪が起こった場合、外部からしゃ断されているため、発見が遅れがちです。玄関ドアに取付けてある「ドア・アイ（のぞき窓）」や「ドアチェーン」は防犯のために設けてありますので、十分活用するよう日頃から心がけてください。



火事・救急車・・・119番

地震、火事、台風などが発生したときの心構えは次のとおりです。

■ 地震



鉄筋コンクリート造でも相当にゆれます。上の階ほどそのゆれは大きくなりますが、あわてて、廊下や階段に飛び出すことはむしろ危険です。

地震のときは火の元を消して、たんすや棚から落ちる物から身を守るようにしてください。とにかく落ちついて行動することが大切です。

避難口を確保するため、玄関のドアを開けておく有効です。

■ 火事

火事のほとんどは、天ぷら鍋等の引火や、ストーブの火の不始末等ちょっとした不注意が原因となっております。

火事の発生を未然に防止するためには、常日頃から予防措置が大切になります。火気の取扱いには十分注意しましょう。

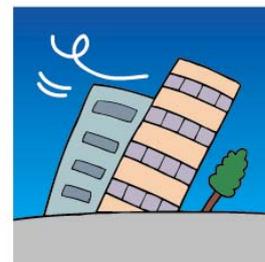


- 宿舎で実施する消防訓練に積極的に参加し、消火器等の取扱いを習得しましょう。また、消火器は各階ごとに備えています。

- バルコニーのお隣との間の仕切板は強く押すと破れ、緊急の際には、お隣への避難口となります。
- 建物内の他の住戸が火事になったときは、バルコニーに可燃物があれば取り除き、窓や出入口の戸をよく締めて、火や煙が室内にはいらないようにしてください。

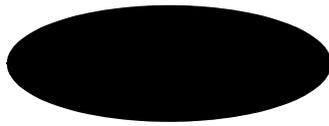
■ 台 風

- 風が強くなる前に、バルコニーの植木ばち、あき箱等を取り込むとともに物干し竿などが飛ばないように固定してください。
- バルコニー床の排水口に、ごみが付いたまま放置しておくと、水はけを悪くし、屋内や階下の住宅に漏水する原因となりますので、掃除してください。
- 強風時に浴室、台所、便所等の外回り建具を開閉すると風のあおりで破損したり思わぬけがをすることがありますので絶対に開閉しないでください。
- 非常用に飲料水の汲み置き、ビニール、針金、懐中電灯、携帯ラジオ等の準備をお願いします。



Ⅱ 職員宿舎の 設備





スチールドア

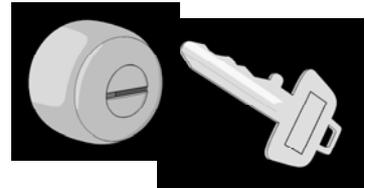
玄関のスチールドアは防火の面で大切な役目を果たします。
無理に開放状態にしたり、乱暴に扱うと蝶番がまがり施錠できなくなることがありますのでご注意ください。

- ドアは急にあげると他の人に当たる事があり危険です。
ゆっくりあげるようにしましょう。

ドア・アイ（のぞき窓）・ドアチェーン（用心鎖）

ドア・アイ（のぞき窓）やドアチェーン（用心鎖）は、押し売り防止や防犯のためにあります。なお、チェーンの掛け外しは、ドアを完全に閉めないといけません。

鍵

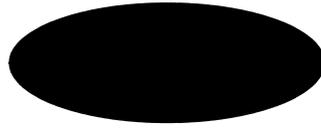


鍵の保管及び取扱いには次のことに十分ご注意ください。

- 鍵に住宅番号、氏名などを書いた札をつけると、紛失したときに危険です。
- 鍵穴に油を差すことは、かえって故障の原因になります。
- 鍵を紛失したり、盗難にあった場合は、ただちに宿舍管理担当に届け出て、シリ
ンダー錠を取替えてください。
なお、取替えに要する費用は入居者の負担となります。
- 退去の際は必ず入居時に受け取った鍵を宿舍管理担当にお返しく下さい。

玄関の掃除

各戸の玄関の土間は、防水施工をしていませんので水は流さないでください。流しますと階下に水漏れするおそれがあります。



畳

畳の上に上敷を敷くと、通気が悪くなり畳床を傷めますから時々畳を外気に当ててください。

テレビ台等の脚には、ゴムソケットなどをはめて畳に深いへこみをつけないように気を配ってください。

柱・かもし等

釘を打ちつけないでください。



化粧フローアー

鉄筋コンクリート造の洋間のフローアー（床）は、フローリングまたはPタイル（30cm正方形のプラスチック系材料）等でできており、こぼれた水を長期間残したままにしていると、フローアー及び下部の木材が腐食する原因になるので、こぼれた水はすぐふきとってください。

Pタイルが汚れた場合は、温水や石鹼液などでふきとり、ワックスで磨いてください。

宿舎の床は、コンクリートの床の上に木造床組みで造られていますが、日時の経過による木材の乾燥収縮、または施工のわずかな誤差ですき間が生じ、きしみが生ずることがあります。この補修は、原因が微妙なため完全に直すことはほとんど不可能です。このため、多少のきしみについては補修をお断りすることもありますのでご承知ください。

アルミサッシ戸

ポツポツと胡麻のような錆が出てくることがあります。特に、海に近い地域では錆が早くなります。よくふき、目の細かい紙ヤスリでその部分だけこすって錆を落とし、あとでワックスでよく磨いてください。

結露（けつろ）

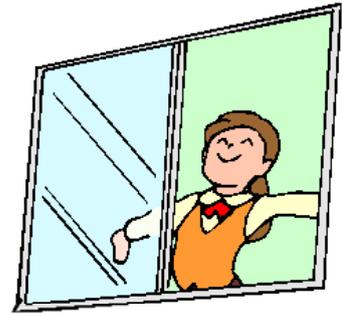
夏期や暖かい部屋では、冷たい水を入れたコップの表面に露がつきます。これがいわゆる「結露」で、水蒸気が急に冷やされて水滴に戻る現象です。同じようなことが住宅の壁や窓ガラス、給水器具の表面にも起こり、特に冷えきった北側の壁に多く見られます。

結露が発生しますと、壁に水滴が付いてかびがはえたり、畳が腐食したりします。結露を防止するためには、風通しをよくし、水蒸気発生を少なくすることが必要です。

特に水蒸気が多量に発生する炊事時には、換気扇を使用しストーブを使用するときは、時々窓をあけて換気をよくしてください。

結露は暖房する部屋より、むしろ閉め切った隣接の部屋の方が発生しやすいため注意が必要です。

結露が発生した場合は、こまめにふきとってください。



※コンクリート住宅のかびと結露

- できるだけ窓を開放し、押入れのふすまなどもあけて室内の風通しをよくするよう心がけてください。
- 梅雨時期には、特に押入れや物置の中、家具の裏側などにかびがはえやすいものです。家具と壁の間をすこしあけておくなど風通しをよくするようご注意ください。
- かびがはえた場合には、その部分の風通しをよくして乾燥させ、ていねいに取り除いてください。



台所の流し

ステンレス流しは、耐久性があります。しかし、ステンレス製でも汚れを放置しておくとさびてきます。特にガスレンジの下は汚れやすいので、日頃から中性洗剤などで洗うよう心がけてください。

また、クレンザーなどでステンレスをみがくことは、表面に細かな傷がつきさびの原因になりますのでご注意ください。

台所の換気

台所の換気には特に気をつけましょう。換気が不十分だと室内の湿気が多くなり、照明器具等に水滴がついて漏電の原因になります。

こまめに窓を開放して風通しをよくしたり、換気扇等をご利用ください。なお、換気扇は非常に汚れやすいのでこまめに掃除してください。また、レンジフードについては使用説明書がついていますので、よく読んでから使用してください。（使用説明書はあとから入居される方のためにも大切に保管してください。）

台所の排水

台所で使った水は、流しのトラップから下水管に流れ込む仕組みになっています。このため排水管がつまると階下の台所の流しに排水が逆流するなど大きな事故の原因となり、他の入居者の方に大変な迷惑をかけることになります。いつも気持ちよく台所を使うためには次のことを心がけてください。

- 油、米粒、茶がら、野菜くずなどの台所のごみは、排水管に流さないようにしてください。
- 流しに取付けてある目皿や椀、ステンレス網かごは簡単に取りはずせますので、たまにごみを取り除くなど、こまめに清掃をしてください。

吊戸棚

ネジ釘でとめているだけの住宅もありますので、あまり重いものをのせると棚が壊れたり、外れたりすることがありますのでご注意ください。



浴室の換気

浴室は、湿度が高くかびが発生しやすいので、使用後は室内が乾燥するよう換気に十分気をつけてください。

排水口を詰まらせないために

浴室の排水口には、排水トラップが取り付けられています。目皿には髪の毛などがたまりやすいので、使用後は時々目皿をドライバー（ねじ回し）などで取りはずし、トラップを上げて掃除してください。

なお、髪の毛などの詰まりやすい物は、絶対に排水管に流さないよう取り除いてください。



風呂用給湯設備（バランス型風呂釜）について

風呂用給湯設備（バランス型風呂釜）は、ガスの燃焼のための空気を外から取り入れ、燃焼による排気も外へ出す方法をとっていますので、排気ガスが室内にもれることがなく、安全性が高いといわれています。しかし、外板、底板、接合部のビス等が腐食しますと、排気ガスが浴室にもれたり、不完全燃焼したりして、ガス中毒などの原因となりますので、取扱いについては、特に次の点にご注意ください。

■ 風呂用給湯設備（とくに底板）の腐食を防止するために

- 風呂用給湯設備の上に水をかけないでください。
- 浴室の床排水トラップの清掃を行い、風呂用給湯設備の底板の冠水を防いでください。
- 洗濯機を使用するとき、その排水が風呂用給湯設備の底板を洗うようなことのないよう排水先の位置にご注意ください。
- からだき注意
点火の前に必ず水が浴槽の上部循環パイプ口より10cm以上に入っていることを確かめてから点火してください。
- 正しい点火
点火は自動点火ですから操作が簡単です。使用説明書どおりの順序でガスコックつまみと点火ハンドルを回してください。冷えているときは点火まで時間がかかりますので、点火したかどうか点火確認窓から確かめてください。
- シャワー付風呂用給湯設備の取扱い

シャワー付風呂用給湯設備は、給湯によるお湯張りをした後、沸かした方が効果的です。

- 入浴中の注意
入浴中は、浴槽内の上下循環パイプ口をタオルなどでふさがないでください。
- 使用後の注意
ガスコックつまみを正しく「止」にし、浴室のガス元栓を忘れずに閉めてください。
- 風呂用給湯設備の掃除
浴槽内の上下循環パイプの中にホースを入れて、風呂用給湯設備の内部の水通路に水を流して掃除してください。汚れた水は下部循環パイプから流れ出ます。外板が汚れた時は水洗い等をしないでぞうきん等でふき取るようにしてください。

※次の場合は、使用をやめて専門業者へ

- 点火ハンドルを何回まわしても点火しないとき。
(点火確認窓のふたをあけてマッチ等で点火しないでください。)
- バーナーの燃焼が不安定なとき。
- 点火中に異常音がしたとき。
- 浴室内でガス特有のいやなにおいがしたとき。
- その他各部の故障または異常があるとき。

浴槽について

- 浴槽の掃除
浴槽のよごれは、堅いたわしなどでこすらず、スポンジなどに洗剤をつけ軽く洗ってください。
- 栓の使い方
栓は、軽く押し入れてください。栓は、水圧で押しえられ水が漏れることはありません。あまり強く押し入れますと栓を抜くときにクサリが切れることがあります。
- 浴槽の破損
浴槽は硬い物を落としたりすると破損等しますので、ご注意ください。



トイレの掃除

- ◎ トイレの床は防水してありませんので、床に水をこぼすと階下に漏れます。ふきとってください。

◎ 便器、手洗器の内側を中性洗剤またはトイレクレンザーを洗淨用スポンジにつけてみがくようにして洗ってください。

◎ 合併処理槽、浄化槽方式の宿舎は、強い洗剤の使用はおやめください。(処理に必要なバクテリアが死んでしまいます。)

◎ 陶器類の外側や、幅木、腰壁、建具類、床をクレゾールを数滴混ぜた水でぞうきんを使ってふいてください。

◎ ふき掃除が終わっても使用済みのぞうきんバケツの水は、便器に流さないで浴室の排水口に捨ててください。

◎ 十分に換気し、内部を乾燥させてください。



トイレの修繕

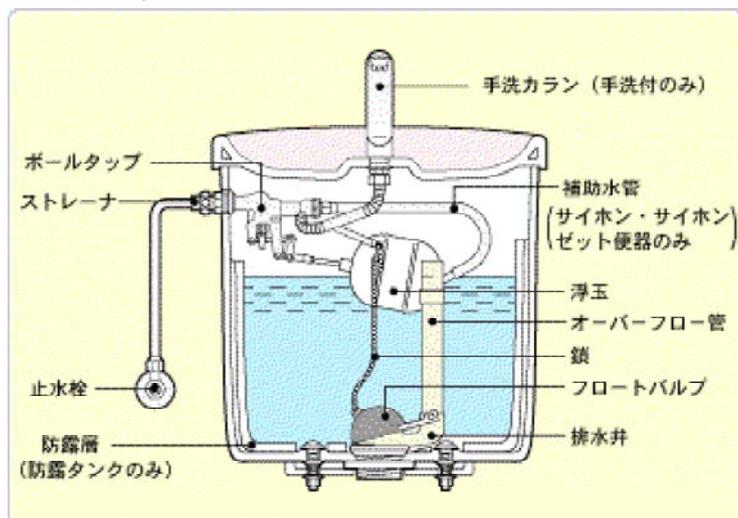
トイレは常時使用するので故障が起こりやすく、その原因は次の場合が考えられます。故障原因を確かめてそれに対応した措置をとってください。

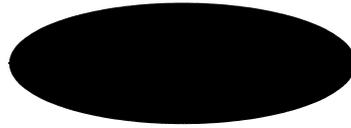
(A) 常に少量の水が便器へ流出する場合

- 弁パッキンのめくれ、摩耗、ゴミが詰まっている。
- レバーまたは鎖に何かが引っかかって、弁が少し開いている。
鎖の長さの調節は、浮きゴムがバルブを閉じたときピーンと張らず、鎖一輪ぐらいたるむよう余裕を持たせてレバーと接続してください。

(注) ロータンクを使用の方は、大・小便いずれの場合でもハンドルは大の方に回して使用してください。

ロータンク





バルコニーの使用について

- 火災などの緊急の場合には、お隣へ避難する避難口の役目を果たします。この付近に物を置かないでください。
- バルコニーから外に突き出して物を干すことは、団地の美観を損なうばかりでなく、階下の方に大変迷惑をかけます。お互いに注意しましょう。
- バルコニーの排水口は、ごみなどが詰まりやすいものです。時々掃除をしてください。

危険防止

- バルコニーの手すりの上に植木ばちなどを置きますと、強風に飛ばされたり、誤って落下した場合に危険ですので、置かないでください。
- バルコニーの手すりの高さやサンの間隔は幼児が落ちないようにしていますが、幼児が台に乗ったりした場合には、非常に危険です。木箱など踏み台となる物は置かないよう十分ご注意ください。



便利な電気も使い方を誤ると災害の原因となります。器具や配線の安全限度を知っておくとともに、器具の取付けなどに際しては専門業者と十分相談してください。

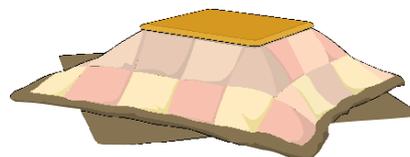
電気容量

- 宿舎の電気容量は、建築年度により30A、40Aのものがあります。電気供給契約は、電力会社とあなたの間で、直接契約していただきますが、設置した容量を変更する場合には、あらかじめ宿舎管理人に申し出て、その指示に従ってください。

電気容量の目安

家庭電気器具の標準的なワットとアンペア

器 具	消費電力 (W)	電 流 (A)
テレビ（カラー）	150	1.5
ステレオ	200	2
洗濯機（全自動）	600	6
冷蔵庫	300	3
ジューサーミキサー	300	3
掃除機	600	6
扇風機（30cm）	40	0.5
エアコン	2,000	20
電気釜	700	7
トースター	600	6
スチームアイロン	600	6
やぐらこたつ	500	5
ストーブ	1,000	10
ヘアードライヤー	1,000	10
レンジ	1,000	10



※ 詳しくは家電製品の表示をご覧ください。

事故を防ぐには

- 壁のコンセントは1500Wが使用限度です。たこ足配線は危険ですから、やめましょう。
- ぬれた手足で、ソケットや器具にふれると感電するおそれがあります。また洗濯機にはアースを取り付けましょう。
- アイロン、ヒーターなどの付けっ放し、スイッチの消し忘れは火事の元です。外出などの際は、必ずスイッチを切ったことを確かめましょう。
- 電気器具の使用中に停電になったときは、スイッチの切り忘れにご注意ください。

エアコンの取付け

- 排水管のゴム管は屋外に出すと宿舎の美観をそこなうばかりでなく、他の方に迷惑になりますので、出さないようにしてください。
- エアコンの音は、深夜になると気になるものです。近隣の方に迷惑とならないようにしてください。

- 窓等に取り付ける場合は、隙間から雨風が吹きこまないようご注意ください。
- エアコンが落下すると大変危険ですから堅固に取り付けてください。



新たに入居した際のガスの開栓は、必ずガス供給会社が行うことになっています。その際、ガス器具は全部点火試験を行いますので、取扱いに誤りのないよう十分に説明を受けてください。

ガス爆発事故の防止

鉄筋コンクリート造の宿舎は気密性が高いため、ガス漏れが生じると、わずかな火気（例えばスイッチからの火花）でも爆発します。ガス漏れ等異常が発生した場合には、すぐ最寄りのガス会社へ連絡してください。

マイコンメーター

ガス計量メーターは、ガス漏れ事故防止の観点からガス会社が逐次、自動遮断装置のあるマイコンメーターに取り替えています。長時間のコンロ、風呂用給湯設備の使用によっては安全装置が作動し、ガスが遮断される場合があります。復旧方法等については備え付けの説明書をご一読ください。

ガスを安全に使用するための心がけ

- ガス器具、ゴム管は、ガス会社の検査済みの優良品を使いましょう。
なお、ビニール管の使用は危険です。
- ゴム管は十分に差し込み、安全バンドでしっかり止めましょう。
- 差し込み口のゆるくなったゴム管は切りつめ、古いゴム管は新しいものに取り替えましょう。
- ガス器具を使用する部屋の換気には、十分注意しましょう。



- コンロなどは、時々手入れして、ガス穴をよく掃除しましょう。
- 使用しないときには、器具のコック、部屋のガス栓や台所、浴室のガス元栓を確実にしめましょう。
- ガス管は必要な長さにとどめましょう。
- しばらく使用していない古い器具を使用する際には、あらかじめガス会社に点検してもらってから使用しましょう。
- 就寝のときは、器具のコックだけでなく部屋の元栓もしめてください。また長期にわたって留守にするときはメーターの元栓もしめましょう。
- 不完全燃焼するとガス中毒を起こします。ガス器具は正しく使いましょう。



IT設備がある宿舎については、光ケーブルを使用した高速インターネットの接続が可能です。(別途、「NTT西日本(株)」及び「プロバイダー」との契約が必要です。)



IT設備設置宿舎一覧

鳥取地区

- ・白浜(一)宿舎(木造宿舎を除く。)
- ・白浜(二)宿舎
- ・湖山住宅10号棟

米子地区

- ・皆生宿舎



断水

断水は、停電や機械の故障または水の使用量が急激に増えた場合に起こります。

断水した場合には、水道の蛇口は必ずしめてください。もし、しめ忘れると、水が出たときに部屋が水浸しになるなど大変なことになります。

また、蛇口にホースをつないで風呂やバケツに水を入れているときに断水した場合には、必ず水栓からホースを外してください。もし、外し忘れるとバケツなどの汚い水が水道に逆流して汚染する危険があります。

ポタポタ漏れ

蛇口からの漏水は早めに修理しましょう。ポタポタ落ちる水の音は不愉快であるばかりでなくムダになり、その量も意外に多いものです。

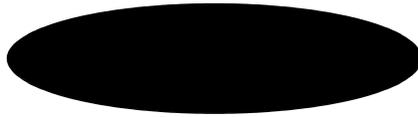
このような場合は、蛇口のパッキンがすり減っているときですので、これを取り替えてください。

なお、水を出すとき「ブルル……」という音がする場合も、パッキンがすり減っているときですので、このような場合は取り替えてください。

Ⅲ

共用施設





宿舎の階段や廊下は、公道の延長とも考えられる場所です。いつもきれいにしているのは、大変気持ちがいいものです。

- 掃除は、皆さんの話し合いで当番制にするか、又は受け持ち部分を決めて、皆さんで協力して行って下さい。
- 自転車を階段や踊り場などに置くと他の入居者の妨げになるばかりでなく緊急時には大変危険ですので、自転車置場又は物置に整頓して置いて下さい。



台所のごみや家庭の廃物は、決められた場所・日時に決められた袋等に入れてきちんと出すこととなっています。これを守らないと団地内の清潔な環境を損なうばかりではなく、トラブルの原因にもなります。

なお、ごみの処理方法は地域によってそれぞれ取扱いが異なりますので、入居の際に十分確認して下さい。

- 家電製品や大型ごみを放置することのないようお願いします。
(テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機の有償処分家電リサイクル法対象製品は、各自で処分して下さい。)
(大型ごみについても、各自治体の処分方法に従い、各自で処分してください。)



- ごみ置場の火気は禁物です。たばこの吸い殻などを捨てるとうりになるおそれがありますので、絶対に止めてください。



衛星放送用の共同聴視アンテナが設置されていない宿舎で、パラボラアンテナ等受信装置を取り付ける場合は、落下しないよう取付に十分ご注意ください。

なお、共同聴視アンテナ設置の宿舎の場合、屋上に個人のアンテナを取り付けることは認めていません。



- 鉄筋コンクリート造りの建物の各階段にあるメーターボックスには物を入れな
いで下さい。このボックス内には、電気・ガス・水道の計器類があり事故の原因
にもなりかねません。
- 施設の損傷又は災害等により異常事態が発生したときは、直ちに宿舎管理人に
連絡してください。
- 宿舎内の地中や建物内で漏水が発生したときは、直ちに宿舎管理担当に連絡し
てください。
- 団地にはポンプ室（受水槽）等の異常を知らせる警報器（回転警告灯）が取り
付けてある宿舎があります。警報器が鳴っていましたら 直ちに宿舎管理担当に連
絡してください。
- 不審な物を発見した場合、直ちに宿舎管理担当に連絡してください。

IV 職員宿舎の 諸手続



諸 手 続

宿舍の申請・届出手続き一覧表

種 類	申請・届出の時期	部 数	提 出	管理人確認印	備 考
宿舍貸与申請書 (鳥取大学所定用紙)	入居希望日の7日前まで	1	鳥取大学	—	
自動車の保管場所貸与申請書 (鳥取大学所定用紙)	入居に際し保管場所が必要な場合	1	鳥取大学 ※1 ※2	— (湖山住宅は、財務事務所の管理人印要)	(湖山住宅は、財務事務所所定用紙使用)
宿舍入居届 (鳥取大学所定用紙)	入居後直ちに	1	鳥取大学	—	
宿舍同居申請書 (鳥取大学所定用紙)	やむを得ず扶養家族以外を同居させるとき。(事前提出)	1	鳥取大学	—	
車庫証明 (管轄警察署の所定用紙)	車の買換等で車庫証明が必要となった場合。(その都度)	1	鳥取大学 ※1 ※2	—	
宿舍(自動車の保管場所)貸与申請変更届 (鳥取大学所定用紙)	車の買換等で登録番号・使用者が変更となった場合。 (その都度)	1	鳥取大学 ※1 ※2	— (湖山住宅は、財務事務所の管理人印要)	(湖山住宅は、財務事務所所定用紙使用)
明渡届 (鳥取大学所定用紙)	退去予定の5日前まで。 (自動車保管場所の場合も準用)	1	鳥取大学	要 (宿舍管理人の確認印)	

※1 他省庁の方が、湖山住宅に入居している場合、所属官庁に提出してください。

※2 他省庁の方が、皆生住宅に入居している場合、鳥取大学所定用紙を使用し、(宿舍管理人による保管場所番号の記入、確認印の押印されたもの)を所属官庁に提出してください。

上記「鳥取大学」とは宿舍管理担当を示す。

駐車場の申込等について

宿舎構内に駐車しようとする場合には、宿舎管理担当へ「自動車の保管場所貸与申請書」を提出してください。自動車の保管場所に空きがある場合に貸与承認を行います。

貸与承認を得てから指定保管場所に自動車を置くことができます。

- ① 貸与は、宿舎1戸につき原則1台です。
- ② 新規購入、買換え等に必要な「車庫証明」は、宿舎管理担当が交付します。
※ 証明書の発行には、数日必要です。余裕を持って依頼をしてください。
- ③ 自動車の登録番号及び使用者を変更する場合は、貸与変更申請届を提出してください。
- ④ 湖山住宅の駐車場は、鳥取財務事務所の所有となっています。
財務事務所管理人に保管場所の空き状況を確認のうえ、自動車保管場所の貸与申請書を持参し、財務事務所管理人による保管場所番号の記入、確認印の押印された貸与申請書を宿舎管理人に提出してください。
(申請書は、鳥取財務事務所の所定用紙)

※ 他省庁職員は所属官署へ提出してください。
- ⑤ 他省庁の方が、皆生住宅に入居している場合、宿舎管理人に保管場所の空き状況を確認のうえ、宿舎管理担当による保管場所番号の記入、確認印の押印されたものを所属官庁に提出してください。

財務事務所管理人・連絡先

湖山住宅5号棟	101号室	0857-28-9591
勤務時間	平日	: 8:30 ~ 17:00
	休日	: 日、水 及び祝祭日

退去時の手続き

宿舎の明渡し

宿舎の貸与を受けている者が、次の一に該当することとなった場合には、原則としてその該当することとなった日から20日以内に宿舎を明け渡していただきます。

- (1) 職員でなくなったとき。(死亡を含む)
- (2) 自宅新築や転勤等により入居している必要がなくなったとき。
- (3) 大学の事務又は事業の運営上、宿舎が必要となったとき。
- (4) 宿舎の廃止をする必要が生じた場合で明け渡しを求められたとき。

明渡し届の提出

退去日が決まったら、退去日の5日前までに宿舎管理担当へ届を提出して下さい。

原状回復

退去される場合は、後に入居される方の立場に立って入居中の損傷・汚損箇所の原状回復を行っていただきます。

- (1) 退去が決まったら、直ちに宿舎管理担当へ連絡して下さい。
(宿舎管理担当と点検日の調整を行ってください。)
- (2) 宿舎管理担当は、【別表1】(41頁)「退居点検表」により、損傷・汚損箇所を点検し原状回復の範囲の指示をします。
- (3) タンスや絨毯のかげ等、外見では破損が分かりにくい等により宿舎管理担当の指示がもれることがあります。指示がない箇所についても、損傷・汚損箇所は自主的に原状回復等してください。
- (4) 承認を受けて、模様替等を行っている場合は、条件に従い適正に措置してください。
- (5) 原状回復後は、宿舎管理担当の確認を受けてください。
- (6) 後に入居された方から原状回復等の未済箇所の申し出があった場合には、退去後においても原状回復していただきます。

退去に際してのご注意

- 室内をきれいに掃除し、不要物はすべて処分してください。
- 電気・ガス及び上下水道等の精算は必ず済ませてください。
- 被貸与者が取りつけた電話、給湯器等の附属物は各自で取りはずしてください。
- 退去の際には、必ず市町村役場で転出の手続きをとり、郵便局には住所の変更を通知してください。
- 最後に退去されるときは、火の元及び戸締りの確認をし、玄関の鍵は必ず施錠してください。
- 鍵及び「すまいのしおり」は必ず宿舎管理担当に返してください。

【別表1】
退去点検表

宿舎名及び入居者

項目	主な点検事項	点検
壁・床	<input type="checkbox"/> 汚れ・破損等	合・否
畳	<input type="checkbox"/> 汚れ・破損等	合・否
襖・障子	<input type="checkbox"/> 汚れ・破損等	合・否
網戸	<input type="checkbox"/> 汚れ・破損等	合・否
その他器具	<input type="checkbox"/> 鍵の破損、錠の紛失・破損等 <input type="checkbox"/> ドアチェック、蝶番、戸庫、のぞき窓、郵便受等の汚れ・破損等 <input type="checkbox"/> ガラスの汚れ、破損、パテのはがれ、滅失等	合・否
給排水設備	<input type="checkbox"/> 洗面器・手洗器・便器・蛇口・排水トラップの汚れ、破損等 <input type="checkbox"/> ロータリ・ハイソクの汚れ、破損等	合・否
電気設備	<input type="checkbox"/> 電球・つり金具・笠・スイッチ・プレート・コンセットの汚れ・破損等 <input type="checkbox"/> ヲット・ヒューズ・コード・フザ-・非常ハルの汚れ、破損等 <input type="checkbox"/> 換気扇 及び鎖の汚れ、破損等	合・否
風呂	<input type="checkbox"/> 風呂用給湯設備・浴槽等の汚れ、破損等	合・否
備品等	<input type="checkbox"/> 戸棚・水切棚・ハガ-ホ-ド・取付扉・鏡等の汚れ、破損等 <input type="checkbox"/> 流しの汚れ、破損等 <input type="checkbox"/> カ-テルル・ラナ-・ハ-ハ-ルダ-・タカかけの汚れ、破損等	合・否

1. その他特記事項

--

2. 留意事項

<input type="checkbox"/> 照明器具、ガスコンロ、ガス湯沸器の取り外し確認 <input type="checkbox"/> エアコン撤去及び壁補修確認 <input type="checkbox"/> 電気供給会社への抹消登録 連絡日(月 日) <input type="checkbox"/> ガス供給会社への抹消登録 連絡日(月 日) <input type="checkbox"/> 水道供給会社への抹消登録 連絡日(月 日)

※宿舎管理人記入欄

自治会長への連絡 平成 年 月 日

退居確認者 _____ 印

【別表2】

● 鳥取大学管理宿舎一覽

宿 舎 名	郵便番号	住 所
三浦宿舎 W B1 B2 B3	680-0945	鳥取市湖山町南4丁目101番地
白浜（一）宿舎 W RA RB	680-0947	鳥取市湖山町西1丁目357番地
白浜（二）宿舎 RC-1 RC-2	680-0947	鳥取市湖山町西4丁目110番地
湖山住宅 RCK-10	680-0941	鳥取市湖山町北3丁目251番地
医学部宿舎	683-0826	米子市西町86番地
内町宿舎 RA C1 C2	683-0834	米子市内町110番地1
皆生住宅 1	683-0003	米子市皆生5丁目233番地4
看護師宿舎	683-0824	米子市久米町98番地1

【別表3】

● 関連会社等連絡先

鳥取地区

・電気 : 中国電力(株) 0120-465-210 (引越し)
0120-181-210 (問い合わせ)

・ガス : 鳥取ガス(株) 0857-28-8811

・水道 : 使用料は、各自治会が徴収
〔 白浜(一) 宿舎
白浜(二) 宿舎
湖山住宅10号棟 〕

鳥取市水道局 0857-53-7811 三浦宿舎

米子地区

・電気 : 中国電力(株) 0120-211-210 (引越し)
0120-211-426 (問い合わせ)

・ガス : 米子ガス(株) 0859-23-0111
〔 医学部宿舎
内町宿舎
皆生住宅1号棟 〕

使用料は、自治会が徴収 看護師宿舎

・水道 : 使用料は、各自治会が徴収
〔 皆生住宅1号棟
看護師宿舎 〕

医学部経理調達課が徴収 内町宿舎

米子市水道局 0859-32-6111 医学部宿舎

平成19年6月 経理部経理課資産係 作成
平成20年4月 修正